

小牧市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小牧市介護保険条例施行規則（平成12年小牧市規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第6中「4.指定介護療養型医療施設 5.介護医療院 6.地域包括支援センター」を「4.介護医療院 5.地域包括支援センター」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市介護保険条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市介護保険条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。